

目的別口座ご利用規定

島根銀行

1 (口座への預入れ)

- (1) この預金口座（以下、「目的別口座」といいます）はおお客様の任意の目的に応じて、口座の名称、口座開設の目的、目標額、積立日、目標日を自由に設定のうえ、最大10口座まで作成することができます。
- (2) 目的別口座へは「しまぎんアプリ」をご利用の方のみ預入できます。
- (3) 目的別口座は、通帳、または証書の発行はいたしません。
- (4) 目的別口座へは「しまぎんアプリ」によって預入するものとします。預入は、お客様の依頼に基づき、「しまぎんアプリ」に事前に登録されたお客様本人名義の普通預金（振替元口座）から出金して行います。
- (5) 目的別口座へは、目標日の1か月前までは自由に預入れができます。
- (6) 目的別口座への預入れは1回100円以上とします。
- (7) 目的別口座では、マル優の取扱いはいたしません。

2 (預金の支払時期)

目的別口座に預入した預金（以下、「預金」といいます）は、お客様の任意によりいつでもお支払いすることができます。目標金額、または目標期限に達していない場合でも、任意のタイミングにより払戻しすることができます。なお、目標期限に到達した場合は、目的別口座は自動解約となります。払戻しした資金は、振替元口座へ自動入金します。

3 (利息)

- (1) この預金の利息は、預入金額毎にその預入日から目標日（満期日）の前日までの日数について、預入日現在におけるその期間に応じた店頭表示のスーパー定期の利率を適用します。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。
- (2) 目標日（満期日）に到達した場合、目的別口座は自動解約となります。払戻した資金は、振替元口座へ自動入金しますので、当該振替元口座の金利が適用となります。
- (3) この預金を目標日前に解約する場合には、その利息は預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた別表1の掛目に約定利率を乗じた利率（小数点第4位以下は切捨て。解約日におけるスマートフォン支店以外の店頭で適用する普通預金利率を下回る場合には、解約日におけるスマートフォン支店以外の店頭で適用する普通預金利率。）によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4 (反社会的勢力との取引拒絶)

- (1) この預金口座は、次項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

(2) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知をすることによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

①預金者が取引用印鑑の届出時にした、表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他前AからDに準ずる行為

5（成年後見人等の届け出）

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

6（通知等）

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着したときまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

7（保険事故発生時における預金者からの相殺）

- （１）この預金は、目標日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- （２）前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ②前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③第１号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- （３）第１項により相殺する場合の利息等については次のとおりとします。
 - ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- （４）第１項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- （５）第１項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

8（規定の変更）

- （１）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- （２）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用するものとします。

以上

<別表 1：中途解約掛目表>

満期までの期間	約定期間	3 年未満	3 年以上
	6 ヶ月未満	普通預金	普通預金
6 ヶ月以上 1 年未満		約定利率の 50%	約定利率の 20%
1 年以上 1 年半未満		約定利率の 60%	約定利率の 30%
1 年半以上 2 年未満		約定利率の 70%	約定利率の 40%
2 年以上 2 年半未満		約定利率の 70%	約定利率の 50%
2 年半以上 3 年未満		約定利率の 70%	約定利率の 70%
3 年以上		—	約定利率の 90%

※普通預金とはスマートフォン支店以外の店頭で適用する普通預金金利を指します。